

事務連絡  
令和2年3月27日  
(令和2年12月25日一部改正)

歯科医師臨床研修施設[相当大学病院]  
研修管理委員会 委員長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課

歯科医師臨床研修予定者の受入れに関する対応について

平素より、歯科医師臨床研修の円滑な実施にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、歯科医師臨床研修予定者(以下「研修予定者」)の受入れについては、「歯科医師臨床研修予定者の受入れに関する対応について」(平成25年1月4日付け厚生労働省医政局歯科保健課事務連絡)による運用が行われているところですが、昨今の歯科医師臨床研修施設[相当大学病院]の研修予定者の受入れ状況等を考慮し、来年度以降、当分の間の研修予定者の受入れに関しても、引き続き下記の取扱いをしても差し支えないこととなっていることから、歯科医師臨床研修施設[相当大学病院]の研修管理委員会委員長におかれましては、本対応について改めてご承知いただくとともに、研修予定者等にご周知いただきますよう、よろしく御願いいたします。

記

1. 研修予定者の異動・受入れについては、別添1に示す取扱いを行って差し支えないこと。  
なお、本取扱いを検討する際は、研修予定者の意思を最優先に、協議を進めること。
2. 上記1の場合や国家試験合格後に受入れ施設が決定した場合において、臨床研修施設の採用手続き等により研修開始が遅延した日数は、研修休止期間として扱うこととして差し支えない。ただし、当該遅延期間は研修休止期間として定められた45日に含まれる。なお本取扱いを運用できる事例は、概ね4月15日までに研修が開始できる事例とすること。
3. 本対応の実施にあたっては、別添2合意書及び別添3報告の書類を臨床研修施設を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

なお、上記とは別に、歯科医師臨床研修施設[相当大学病院]の研修管理委員会は、臨床研修施設群を構成する臨床研修施設の人員配置の状況など、研修が適切かつ円滑に実施されているかについて、隨時情報収集に努めてください。

＜歯科医師臨床研修予定者の受入れに関する対応について＞

下記の要件を満たす受入施設、マッチ施設および研修予定者の三者が、研修プログラム開始までの間に、書面(別添2)により合意に達した場合は、歯科マッチングの結果に関わらず、受入施設の募集定員を超えない範囲で、マッチ施設から受入施設への研修予定者の異動・受入れを認めることとする。

【本取扱いの対象となる施設・研修予定者の要件】

- ① 受入施設(研修予定者をマッチ施設から受入れて臨床研修を開始する施設)
  - (1) 当該受入施設における全プログラムの募集定員総数が5名以下である。
  - (2) 異動候補である研修予定者の希望順位表登録を行っている。
- ② マッチ施設(歯科マッチングにより、研修予定者が当初マッチした施設)
  - (1) 歯科大学(大学歯学部)附属病院もしくは附属施設である。
- ③ 研修予定者(歯科医師臨床研修を受けようとする者)
  - (1) 受入施設の希望順位表登録を行っている。
  - (2) マッチ施設から受入施設へ異動する意思がある。

(留意事項)

受入施設における研修プログラムの運用等、本対応について疑義が生じる場合は、事前に厚生労働省医政局歯科保健課(03-3595-2205)までご相談ください。

なお、上記とは別に、歯科医師臨床研修施設[相当大学病院]は、D-REIS の空席情報等を速やかに更新するなど、臨床研修の運営に支障を来たさないように対処してください。

(別添2)

令和 年 月 日

厚生労働省医政局歯科保健課 御中  
歯科医師臨床研修マッチング協議会 御中

## 令和 年度の歯科医師臨床研修予定者の受入れ に関する対応について（合意書）

我々は、厚生労働省医政局歯科保健課発の事務連絡「歯科医師臨床研修予定者の受入れに関する対応について」に基づき、マッチ済みの臨床研修施設以外の臨床研修施設で歯科医師臨床研修を行うことを合意した。

歯科医師臨床研修医<sup>\*1</sup>

研修管理委員会委員長<sup>\*2</sup>

研修管理委員会委員長<sup>\*3</sup>

\*1:新規受入予定者

\*2:上記(\*1)の者が当初マッチしていた受入施設の研修管理委員会委員長

\*3:上記(\*1)の者を新たに受け入れることとなった施設の研修管理委員会委員長

(別添3)  
令和 年 月 日

厚生労働省医政局歯科保健課 御中  
歯科医師臨床研修マッチング協議会 御中

### 歯科医師臨床研修予定者の受入れについて(報告)

歯科医師臨床研修施設名称 :

研修管理委員会委員長 :

厚生労働省医政局歯科保健課発の事務連絡「歯科医師臨床研修予定者の受入れに関する対応について」に基づき、他臨床研修施設にてマッチ済みの臨床研修歯科医を受け入れたく、下記のとおり報告します。

氏名	当初受入予定者に関する情報		新規受入予定者に関する情報		
	マッチ済みプログラムに関する情報		氏名	歯科医籍登録番号	マッチ済みプログラムに関する情報
	研修プログラム番号	研修プログラム名称			研修プログラム番号
1					
2					
3					
4					
5					

【記入例】

(別添3)  
令和 年 月 日厚生労働省医政局歯科保健課 御中  
歯科医師臨床研修マッチング協議会 御中

## 歯科医師臨床研修予定者の受入れについて(報告)

歯科医師臨床研修施設名称 : A病院研修管理委員会委員長 : 歯科 一郎

厚生労働省医政局歯科保健課発の事務連絡「歯科医師臨床研修予定者の受入れに関する対応について」に基づき、他臨床研修施設にてマッチ済みの臨床研修歯科医を受け入れたく、下記のとおり報告します。

seq	当初受入予定者に関する情報			新規受入予定者に関する情報			
	氏名	マッチ済みプログラムに関する情報		氏名	歯科医籍登録番号	マッチ済みプログラムに関する情報	
		研修プログラム番号	研修プログラム名称			研修プログラム番号	研修プログラム名称
(例)*	厚生 太郎	111111001	A病院単独型プログラム	労働 花子	999999	222222002	B病院管理型プログラム
1							
2							
3							
4							
5							

\* B病院に決まっていた労働花子をA病院に受入れる例です。

\* A病院単独型プログラムの研修管理委員長が歯科一郎です。